JRRC
JAPAN REPRODUCTION RIGHTS CENTER

日刊工業新聞
2025年9月10日
（1面）

著作物の無断複製・
共有に関する特集記事
（深層断面）

（日刊工業新聞社より転載
許諾取得済）

深層断面
SPECIAL EDITION

著作物、不正利用相次ぐ

無断複製・共有「氷山の一角」

著作権者に事前許可必要

著作物の不正利用を疑われる事例が後を絶たない。5月、都内のコンサルティング会社が新聞・出版社の記事約1万3000本を無断で複製し社員らと共有したとして著作権法違反容疑で東京地検に書類送検された。8月には全国紙3紙が記事の無断利用の差し止めと損害賠償を求め、AI（人工知能）検索サービスの米パープレキシティを東京地裁に提訴した。業務目的での新聞記事の複製には権利者の事前許諾が必要となる。企業内での対応のあり方を著作権関連団体や専門家に聞いた。

（編集委員・水嶋真人、小寺貴之、大川諒介）

業務目的で新聞記事をコピーする場合、原則として著作権者の事前の許可が必要となる（イメージ）

「2024年7月末ごろに（都内のコンサルティング会社である）ジェイ・ウィル・エックス（JWX）の社内システムで記事がコピーされ共有されているとの内部通報があった」―。月刊の総合情報誌「FACTA」を手がけるファクタ出版（東京都千代田区）の和田紀央副編集長は、JWXによる記事の無断複製を知った経緯をこう振り返る。FACTAは年間定期購読の会員制を採用している。和田副編集長は「当社は記事ごとに料金を頂くことはしていない。一つの契約で多数の無断複製をされるとビジネスが成り立たなくなる」と指摘。「知名度のある企業が社内で堂々と約100人と記事を共有していた悪質さに驚いた一方、氷山の一角だとも感じた」とする。

ファクタ出版は24年9月に被害届を提出。同年末に警視庁へ告訴状を提出し、受理された。和田副編集長は「内部通報者の思いを無にできず、警察も真剣に向き合ってくれた。被害届を出したところで手間がかかるだけで意味がないという意見も正直あったが、泣き寝入りではなく、きちんと取り組むことにした」と語る。JWXの親会社であるジェイ・ウィル・コーポレーションは、「本事案を真摯に受け止め、著作権者に深く謝罪すると同時に、再発防止に努めている」とコメントした。

著作権法第12条は「編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの」が編集著作物として著作権法上保護されると規定している。日本新聞協会は「新聞の紙面全体がここでいう編集著作物に当たる」との見解を示す。このため、新聞記事の無断複製について「例えば企業が自社製品の記事が掲載された紙面を複製し、これを商品PRとして使ったり、同様の手段により一冊の本にまとめて販売するなどの行為は、編集著作物としての著作権を侵害したことになると考える」とする。

文化庁長官の指定を受け著作物の複製などに関する権利を集中管理している日本複製権センター（JRRC）の林宏之事務局長は、業務目的での記事利用の留意点について「複写機でコピーしたり、パソコンや携帯端末などでスクリーンショットやコピーアンドペーストをしたりする場合は、原則として著作権者の事前の許可が必要となる」と説明する。著作権法第21条の「複製権」において「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」との記載があるためだ。

ただ、コピー機の普及などに伴って著作物を簡単に複製できるため、官公庁や企業による新聞記事関連の著作権法違反が後を絶たない。鉄道の運行会社が複数年にわたって新聞記事をスキャンして社内ネットワークに掲載していたほか、複数の市役所が許諾を得ずに新聞記事のコピーをPDF化して共有していた事案も発覚している。

JRRCの林事務局長によると「社員数1万人規模の大企業で役員が新聞記事などをPDF化し、職員にメールで送信した後にイントラネット上に保管していた事例など、組織内で行われている著作物の無断利用についての通報が多数寄せられている」。

官公庁や企業が新聞記事の複製を内部利用するには各新聞社とのクリッピング契約、JRRCとの包括許諾契約が必要となる。外部提供には各新聞社への個別の事前申請が求められる。林事務局長は「著作物の複製を行う広報部門や秘書室に限らず、組織全体として正しい著作物の利用ができているかを、いま一度確認してほしい」と語る。

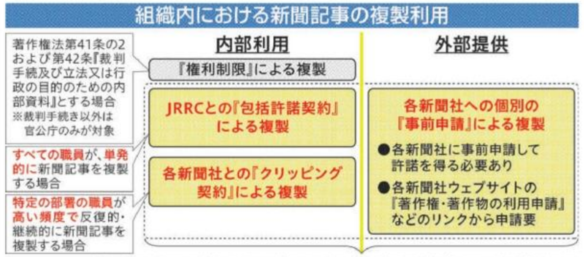

組織内における新聞記事の複製利用

	内部利用	外部提供
著作権法第41条の2および第42条『裁判手続及び立法又は行政の目的のための内部資料』とする場合 ※裁判手続き以外は官公庁のみが対象	『権利制限』による複製	
すべての職員が、単発的に新聞記事を複製する場合	JRRCとの『包括許諾契約』による複製	各新聞社への個別の『事前申請』による複製 ●各新聞社に事前申請して許諾を得る必要あり ●各新聞社ウェブサイトの『著作権・著作物の利用申請』などのリンクから申請要
特定の部署の職員が高い頻度で反復的・継続的に新聞記事を複製する場合	各新聞社との『クリッピング契約』による複製	

権利制限がある場合を除き、いずれの場合も権利者の許諾が必要で、無断複製不可
※著作権法第30条『私的使用のための複製』は、業務目的の複製の場合は適用されない
日本複製権センター（JRRC）の資料を基に作成

AI学習で利益侵害も

文化庁、適切な予防策推奨

AI技術によって、より大規模で異質な二次利用が広がりつつある。出版社や新聞社に限らず、著作権者の利益は毀損している。

端的な例が「ゼロクリック検索」だ。ポータル（玄関）サイトなどで検索をすると検索結果の上位にAIによる回答が表示され、その参照元となるウェブサイトが開かれない。ウェブサイト運営者は広告収入や顧客獲得の機会が減ってしまい、検索プラットフォーマーと訴訟で戦うか、対価の還元を交渉するか、難しい判断を迫られる。

ゼロクリック検索が増えるとウェブサイト運営者は広告収入や顧客獲得の機会が減る（イメージ）

著作権法ではAIの開発段階では、原則として著作権者の許諾がなくても著作物をAIに学習させられることになっている。ただし著作権者の利益を不当に害することになる場合は、この限りでない。文化庁は利益を不当に害するケースとして、著作物がAI学習用のデータセットとして販売される事例を挙げている。既に販売実績がある場合や、将来販売されると推認される場合に勝手に収集や学習をさせると、不当な侵害になると考えられる。

こうした生成AIを組み込んだサービスの提供者も著作権を侵害するリスクがある。文化庁はリスク低減策として、著作物と類似したものの生成を防ぐ技術的措置など、適切な予防策を推奨する。生成に用いたプロンプト（指示文）など、AIの生成過程を確認できる状態で残しておくよう勧める。これは著作権者以外の利害関係者への説明にも必要になる。

さらに著作権侵害が生じた場合の対応も事前に検討しておくことを推奨する。事案が発生すれば、原因解明や再発防止措置が求められる。生成AIサービスの仕組みや動作原理などについても、広く社会に情報提供することが望まれる。

非常に多くの行為が黙認

早稲田大学教授　上野　達弘氏

集中許諾の仕組み活用を

著作物の利用をめぐる課題などについて、知的財産法を専門とする早稲田大学の上野達弘教授に聞いた。

◇

―企業による著作権侵害がなくならない背景をどうみますか。

「著作物の私的複製は認められているが、社内複製を許容する規定はない。実態として、許諾を受けず新聞や本などを社内外で複製・共有している例は少なくないだろう。些細な行為を含め非常に多くの行為が黙認され、一部が事件化している。ただ、社内で複製される全ての著作物について個別に許諾を受けるのは現実的に難しい」

―企業はどう対応すべきですか。

「例えば新聞記事の社内複製については、集中許諾の仕組みも整備されているので活用すべきだろう。それ以外でも、著作物の社内複製が著作権法上の引用や検討のための利用として適法になる場合もある。実際どこまで許されるのか不明確な部分も残るが、一度社内で点検してみることが望ましい」

―生成AIと著作権をめぐる議論において留意すべき点は。

「著作権との関係を考える上で、AI学習と生成、いわば生成AIの『入力』と『出力』の問題は分けるべきだ。出力に関しては、AIの生成物が他人の著作物と創作的表現のレベルで共通する場合、当然著作権侵害になり得る。既存の法制度で基本的に対応できるだろう」

―入力側については。

「AI学習に著作物を無断利用することへの懸念の声が上がり、各国で裁判が行われている。日本は09年に情報解析規定を導入し、情報解析目的での著作物の大量利用を原則として認めている。18年にはAIを念頭に規定が拡大された。それでもAI事業者が対価を支払い、著作権者からデータ提供を受けることは有用であるはずだ。両者が共存する契約の促進を図るべきだ」